

上下水道部公式キャラクター「戸田シズク・ぼたりん」使用取扱基準

平成29年2月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上下水道部公式キャラクター「戸田シズク・ぼたりん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 戸田市が使用するとき。
- (2) その他、管理者が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 管理者は、前条に定める申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 「戸田シズク・ぼたりん」のイメージを損なう場合。またはそのおそれがある場合。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合。
- (3) 戸田市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合、又は使用させるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と管理者が認める場合。

2 管理者は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 使用期限は、承認日より2年を超えた年の3月31日とする。ただし、再申請を行うことを妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙によるデザインを使用することを原則とすること。
- (2) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認された以外の形、色等を改変しないこと。
- (4) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 キャラクターの使用承認後、承認された内容について変更するときは、あらかじめキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項に定める申請があった場合、その内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
- 3 管理者は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第8条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱)

第10条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この基準に違反したとき、管理者はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この基準に違反したとき、管理者はキャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)を交付し、その承認を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(損害賠償等)

第11条 キャラクターを使用する者が故意又は過失により戸田市に損害を与えたときは、管理者はその賠償を請求することができる。

- 2 キャラクターを使用する者が、キャラクターを使用することにより第三者に対し損

害又は損失を与えた場合において、管理者は法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、キャラクターの取扱について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年2月24日から施行する。